

保育所等の入所申し込みに関する重要事項確認書

以下の内容を確認(チェック欄にチェック)のうえ、署名してください。

No.	確認項目	確認内容	チェック欄
1	入所案内の確認	「小郡市 令和6年度保育所等入所案内」はお読みになりましたか。 申し込み前に必ず入所案内をお読みください。	<input type="checkbox"/>
2	必要書類の提出	提出書類の不足などがないように書類を提出してください。提出の際に書類不備がある場合、申請の受け付けができない場合があります。 入所締め切り時点で提出いただいた書類をもとに認定および利用調整します。希望する事由での書類の確認ができない場合は(就労証明書などの書類不足や内容不備)、求職中として認定および利用調整します。また、就労が1か月で64時間に達しない場合も、書類不足と同様に求職中として認定および利用調整します。	<input type="checkbox"/>
3	必要書類の提出	下記の対象者については、入所決定後の保育料算定のために書類の提出が必要です。 下記に当てはまる場合、対応する書類を提出してください。 ①ひとり親の場合→戸籍謄本の写しまたは離婚調停中または協議中であることを証明する書類 ②きょうだい児が企業主導型保育所や幼稚園等に通園中の場合→在園証明書 ③世帯員が障がい手帳等を持っている場合→障がい・療育手帳の写し	<input type="checkbox"/>
4	書類提出の締め切り	利用調整は、入所の締め切り時点で提出いただいた書類および希望園をもとに行います。 締め切り後の変更内容については、次回の調整からの反映になりますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>
5	提出書類の内容確認	提出書類の内容について、電話や訪問などにより保護者や就労先等に確認させていただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
6	園の見学	入所希望の保育所(園)等には、事前にお子さんを連れて見学に行ってください。 見学は入所を希望する保育所(園)等に直接ご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
7	年齢制限がある園からの転園	保育年齢に上限がある保育所(園)、小規模保育事業所に在園しているお子さんが引き続き他の保育所等での保育を希望される場合は、再度申請していただき利用調整の対象となります。 その際、必ず希望された園への入所が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。	<input type="checkbox"/>
8	申請後の内容変更	認定申請後に内容の変更が生じた場合は、必ず保育所・幼稚園課へご連絡ください。 また、就労証明書など変更申請に必要な書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>
9	入所調整の方法	施設利用申込者数が受入可能数を上回った場合には、選考により保育を必要とする度合いの高い順に入所児童を決定します(先着順や抽選ではなく、「小郡市保育所入所基準」に基づき利用調整を行います)。	<input type="checkbox"/>
10	入所調整結果の確認	利用調整の結果、入所保留となる場合があります。利用調整結果に関するお問合せについて、原則として通知発送前には電話・メール・窓口ではお答えできません。	<input type="checkbox"/>
11	入所保留の申請有効期限	入所希望月に入所できなかった場合、保育所入所申込調査票の「入所できなかった場合の翌月からの意向」欄の「1. 入所希望日の翌月以降も利用調整を希望する」にチェックされた方に限り該当年度中は有効です。当該年度中に入所に至らず、翌年度4月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度必要書類を揃えて新年度の申し込みが必要になります。	<input type="checkbox"/>
12	申請の辞退	入所の意思がなくなった場合は、必ず保育所・幼稚園課に連絡ください。	<input type="checkbox"/>
13	慣らし保育	慣らし保育は入所日(原則、毎月1日)から始まります。慣らし保育の期間中はお子様のお迎えが早くなりますのでご注意ください。 慣らし保育期間は約二週間程度ですが、具体的な期間などについては園見学の際に施設にお尋ねください。なお、お子様の状況により慣らし保育期間は前後することがあります。 保育料は、通常の入所と同じ取り扱いになります。	<input type="checkbox"/>
14	求職による申し込み	求職のための保育所等の入所の利用期間は、 入所後最長90日間 です。 利用期間が終了する前に、就労証明書など保育が必要なことを証明する書類を提出してください。 提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。	<input type="checkbox"/>

No.	確認項目	確認内容	チェック 欄
15	出産による 申し込み	出産のための保育所等の入所の利用期間は、出産予定日を基準として出産前後合わせて 6か月間 です。利用期間が終了する前に、就労証明書など保育が必要なことを証明する書類を提出してください。提出がなく保育の必要性が認められない場合は、退所となります。	<input type="checkbox"/>
16	就労等予定での 申し込み	就労や就学など予定の状態で証明書類を提出いただいた場合、就労等開始後に書類の再提出が必要です。書類の提出がなかった場合は、退所となります。	<input type="checkbox"/>
17	育児休業復帰での 申し込み	育児休業復帰で申し込まれた方は、職場復帰後に再度就労証明書をご提出ください。期限内(入所申し込み時に申請された復帰予定日から1ヶ月以内)に提出されない場合は、退所していただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
18	世帯状況の変更	入所後に世帯状況の変更(結婚、離婚、離婚調停中、同居、世帯員変更など)が生じた場合は、速やかに保育所・幼稚園課へご連絡ください。変更の状況に応じ書類の提出等が必要です。	<input type="checkbox"/>
19	保育の必要性の 変更	入所後に保育の必要性の変更(勤務先の変更、退職、出産、育休など)が生じた場合は、速やかに保育所・幼稚園課へご連絡ください。変更の状況に応じ書類の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
20	転園について	入所後、年度途中の転園はできません。 次年度の継続申請の際に転園希望での申し込みが必要となります。	<input type="checkbox"/>
21	転出された場合	保育所等の入所後に小郡市から転出された場合は、原則退所になります。 在園していた保育所を利用できるのは転出月の末日までです。 小郡市外へ転出される場合、保育所・幼稚園課へご連絡ください。	<input type="checkbox"/>
21	退所していただく 場合	次の場合は、退所していただくことがあります。 ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合 ②保育を必要とする事由が消滅した場合	<input type="checkbox"/>
22	保育料の変更	市町村民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報の調査の結果、税額等に相違がある場合に入所日または当該年度の初日に遡って保育料を変更します。	<input type="checkbox"/>
23	副食費の変更	市町村民税の情報(同一世帯者を含む)や世帯情報の調査の結果、免除基準額を超えた場合または多子軽減措置が適用外となった場合は免除の取消しを行います。	<input type="checkbox"/>
24	世帯状況等の 変更	世帯状況等の変更により保育料・副食費が変更となる場合があります。 下記に該当する場合は、保育所・幼稚園課へご連絡ください。 ①世帯状況の変更(結婚・離婚、離婚調停中など) ②同居する世帯員が身体障害者手帳または療育手帳等を取得したとき	<input type="checkbox"/>
25	保育料の支払い	保育料は納期限までに納付してください。保育料の未納がある場合は、保育所等の入所が保留になることがあります。納付が遅れる場合は、保育所・幼稚園課に納付可能日の連絡をお願いします。	<input type="checkbox"/>
26	保育料の 滞納	保育料を滞納した場合、保育所等を通じて納付のお願いをすることがあります。 保育料の滞納整理のために、市職員が自宅および勤務先へ電話または訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査および差押等の滞納処分を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>

対象児童名	(年 月 日生)
対象児童名	(年 月 日生)
対象児童名	(年 月 日生)

保育所等の入所申し込みにあたり、本確認書のすべての項目について確認しました。

令和 年 月 日

保護者署名